



静岡労働局長

國分 一行 殿

静岡地方最低賃金審議会会長殿

2025 年 7 月 11 日

静岡県労働組合共闘会議

代表幹事 鈴木 英夫

静岡県中部地区労働組合会議

共同代表 鈴木 正巳

静岡県ユニオンネットワーク

代表 小澤 満夫

◆連絡先 静岡市葵区黒金町

TEL 054-292-4121 FAX 054-292-4122

要 請 書

貴局が日頃、労働行政の発展と労働者の生活向上のため鋭意ご努力されていることに対して、心より敬意を表します。

静岡地方最低賃金審議会は8月上旬、静岡労働局長に対し、本年度静岡県最低賃金改正の答申を予定しています。昨年、静岡地方最低賃金審議会は、静岡県の最低賃金を時給984円から50円引き上げて時給1034円とする答申を行い、静岡労働局長は昨年10月1日から、静岡県の最低賃金を静岡地方最低賃金審議会の答申どおりに改定しました。

しかし、時給1034円という水準は1日8時間、1ヶ月22日働いたとしても月収18万1984円、年収218万3808円で、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円をわずかに超える程度にしかありません。長引く物価高騰に、賃上げが追い付かず実質賃金は下がり続けていることから、労働者が安定した生活を営むにはほど遠い水準というほかありません。

昨年は東北、四国、九州を中心に27の地方最低賃金審議会において、目安額を上回った答申が相次ぎ、全国加重平均は1055円となりました。過去に類を見ない84円引き上げた徳島県は、前年度の改定が全国2番目の低さで、この現状に強い不満を示していた後藤田知事が、審議会に対して大幅アップを要請しました。地方では賃金が高い都市部での就労を求めて、若者が地元を離れてしまう傾向が強く、労働力不足が深刻化しています。地域経済を維持し、さらに活性化するためには、最低賃金の格差を解消することが急務であることを、地方ほど危機感をもっていることの表われです。

静岡県においても、熱海市と湯河原町の県境を流れる千歳川を境に128円の格差が生じており、人材の流出・労働力不足の深刻化が懸念されています。物価の高騰には地域間格差は無く、生計費から検討しても最低賃金に地域間格差をつける理由が見当たりません。全国一律の最低賃金にするべきです。

一昨年から続く物価高騰に歯止めがかからず、春闘の恩恵に与ることができなかった非正規労働者の生活は益々困窮を極め、厚生労働省のホームページにある、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる生計費」とはかけ離れた実態が見えてきます。

非正規労働者の生活実態を知るうえで、非正規労働者からの相談を数多く受付、誰よりも非正規労働者の実態を把握している、地域のユニオンとの面談を求めて、次の項目について要請します。



- 1, 時給 1,500 円以上の引き上げと全国一律最低賃金制度の実施を要請します。
- 2, 静岡地方最賃審議会を専門部会も含め、全面的に公開することを要請します。

2025 年 7 月 11 日

静岡労働局長
國分 一行 殿

静岡地方最低賃金審議会 会長 殿

静岡県労働組合共闘
代表幹事 鈴木 正

静岡県中部地区労働組合会
共同代表 鈴木 正

静岡県ユニオンネットワー
代表 小澤 清

◆連絡先 静岡市葵区黒金町55
TEL 054-292-4121 FAX 054-292-4122

意見書

昨年、静岡労働局長は、静岡地方最低賃金審議会の答申を受け、地域別最低賃金額を時給1034円とする決定を行った。しかしながら、以下に述べるとおり、時給1034円という水準は、余りに低過ぎるものと言わざるを得ない。

最低賃金制度の目的は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障することで、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を図ることにある。しかし、時給1034円という水準では、フルタイムで仮に1か月22日間働いたとしても、月収は18万1984円(年収は218万3808円)にとどまる。この賃金額や各種の給付の存在を考慮したとしてもなお、労働者が健康で文化的な生活を営んでいくこと、子どもを生み育てていくことは極めて困難だ。したがって、上記金額では、法の目的を達成するに足る水準に達することはできない。

最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。これは、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。つまり、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現するべきだ。



7月5日、朝日新聞が47都道府県知事に最低賃金に関するアンケートを実施した結果が掲載された。それぞれの最低賃金の現在の水準について、判断を示した30人のうち、岩手、埼玉など9人が「低い」と回答した。労使が入る審議会で決まる水準に行政トップが明確に異議を示したもので、951円で全国最下位の秋田県知事が「女性や若者の人口流出の背景には、賃金水準をはじめとする雇用環境の地域間格差がある」と回答するなど、人材流出に危機感を募らせている。

最低賃金をめぐっては、石破首相が2025年5月22日の政労使会議において、2020年代に全国平均1500円に引き上げる考えを改めて示した。しかし、一昨年から続く物価高騰に歯止めがかからず、物価上昇に賃金の伸びが追い付いていない状況が続いている。今年度の最低賃金改定は、何よりもこの物価上昇を上回る引き上げを行うことが必至の課題だ。25春闘は2年連続で5%を超える高水準となったが、労働組合に組織されていない多くの中小企業で働く労働者、非正規労働者、外国人労働者、エッセンシャルワーカーなど、最賃近傍で働く労働者は「満額回答」も「要求を上回る回答」も全く無縁だ。だからこそ、「法定賃金」である最低賃金の大幅引き上げが必要であり、5年以内ではなく直ちに時給1500円以上を強く求める。

また、令和6年度における地方最低賃金審議会の静岡県の公開状況は、審議会本審について、会議の傍聴が△（一部公開）、議事録の一部が公開、専門部会について、会議の傍聴が×（非公開）、公開は議事要旨のみと令和5年度と同様に全国で最低の公開度となっている。

以上により、静岡地方最低賃金審議会に対して、全国一律最低賃金制度の実現と、時給1500円以上の引き上げを求めるとともに、同審議会における審議の公正及び透明性を確保するため、審議の全面公開を求める。さらに、静岡労働局長に対して、1時間あたりの地域別最低賃金額を1500円以上に決定することを求める。

以上